

令和 7 年度

## 第5次総合振興計画事務事業評価シート(様式1)

提出日	R7.6.23
課名	防災地域支援課
グループ名	防災地域支援グループ
記入者名	

1 事業概要						
(1)事業名	消費生活相談事業費	(2)事業種別 (新規・継続)	継続	(3)事業性格 (政策・一般)	一般事業	
(4)第5次総合振興計画での位置づけ		(5)予算・財源等の別				
①基本目標	活力ある産業のまち(産業の振興)			①会計区分	一般会計	
②大項目	雇用・消費生活			②財源区分	町単独	
③中項目	消費生活の充実			③予算科目	款 7 項 1 目 2	
④施策	消費者の安全・安心確保			④予算事業名	消費生活相談事業費	
⑤施策コード	6.5.2.1	掲載ページ	108	ページ		
(6)実施根拠		(7)総合戦略				
①事務分類(自治・法定受託)	自治事務			①総合戦略	無	
②根拠法令・条例等	小川町消費生活センター条例			(該当事業名)		
③事業期間	開始	不明	年	月から	終了 未定 年 月まで	
2 事業の目的・内容等						
(1)目的(何のために行うか)		(2)内容(どのような取り組みか)				
消費生活に関する問題及び苦情の相談を適正かつ効果的に処理することによって、消費者の安全の確保を図る事を目的とする。		消費生活センターを祝休日を除き、月曜日から木曜日は消費生活相談員による相談、金曜日はときがわ町消費生活センターで小川町民の相談を受けられるように実施している。				
(3)対象(誰に対して、何に対して行うか)		(4)成果イメージ(どのような状態になることを目指すか)				
相談者		悪質商法等を巡るトラブル、商品の品質や安全性などの相談に対し、適切な助言等で問題を解決することにより、町民の消費生活における安全の確保を図る。				
対象数	149	単位	人			
(5)事業を取り巻く環境(社会環境や町民ニーズ等)						
特殊詐欺に関する相談件数は減少しているが、インターネット関連等の複雑多岐にわたる相談が増えしており、町民の消費生活相談に対する期待は高まっている。現在は、相談員による相談を週4日実施しているが、町民のニーズに答えるため相談員の安定的な確保が課題と考える。						
(6)SDGsへの貢献						
  						
3 事業のコスト(実績・決算・予算)		(単位:千円)				
(1)事業(内容) 項目 名称		消費生活相談事業費				
決算・予算年度		R3年度決算	R4年度決算	R5年度決算	実施年度(R6 年度)決算	今年度(R7 年度)当初予算
(2)事業費内訳	直接事業費合計	1,141	1,738	2,261	2,155	2,536
(3)財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0	218
	地方債	0	0	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0	0	0
	一般財源	1,141	1,738	2,261	2,155	2,318
	合計	1,141	1,738	2,261	2,155	2,536
(4)補助金名						埼玉県消費者行政活性化補助金
(5)人件費						
投入職員数	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
年間人件費	2,288	2,263	2,256	2,332	2,410	
(6)総事業費	3,429	4,001	4,517	4,487	4,946	
サービス量(件)	165	198	168	149	149	
サービス単価	20.8	20.2	26.9	30.1	33.2	
(単位)	千円/相談者1人あたり					

4 指標の検証		消費生活相談事業費				
指標名		単位	R5年度決算	実施年度(R6年度)決算	今年度(R7年度)予算積算	
(1)活動指標(実施した事業の量)						
指標名	相談受付件数	目標値	件	51	51	
		実績値	件	168	149	
		達成率	%	329.4	292.2	
	R7年度目標値 100%	目標値				
		実績値				
		達成率				
(2)成果指標(実施した結果として得られた成果の量と達成度)						
指標名	消費生活相談年度内完結率 (総振目標指標p108)	目標値	%	100	100	
		実績値	%	100	98	
		達成率	%	100.0	98.0	
	R7年度目標値 100%	目標値				
		実績値				
		達成率				
(3)その他指標に現れない成果						
5 事業評価						
(1)項目別評価						
評価項目		評価		評価理由	評価した理由を選択してください。	
必要性	事業の必要性	1	1 必要性は高い 2 どちらともいえない 3 必要性が低い	1	1 事業の実施が関係法令等で定められている 2 住民や団体など外部から要望・要請が多い事業である 3 その他( )	
妥当性	実施主体の妥当性	1	1 妥当である 2 どちらともいえない 3 妥当性が低い	1	1 事業の主体が関係法令等で定められている 2 民間では事業を行っておらず、行政が主体となるべき事業である 3 その他( )	
	手段の妥当性	1	1 妥当である 2 どちらともいえない 3 妥当性が低い	2	1 事業を行うのに民間活力(企業、NPO、ボランティアなど)を活用している 2 他に有効な代替手段が見当たらない 3 その他( )	
効率性	コスト効率性 人員の効率性	1	1 効率的である 2 どちらともいえない 3 効率性が低い	3	1 サービス単価は減少している 2 サービス単価を維持している 3 その他(近年の入件費等の増加に伴い、単価が増加した )	
公平性	受益者の偏り	1	1 偏りはない 2 どちらともいえない 3 偏りがある	2	1 公平に分配されている 2 おおむね公平に分配されている 3 その他( )	
有効性	成果の向上	1	1 成果が上がっている 2 どちらともいえない 3 成果が下がっている	3	1 成果指標は、目標値より実績値が上回っている 2 成果指標は、前年度より向上している 3 その他(年度末にきた相談については完結できなかったため )	
進捗度	事業の進捗	1	1 順調に進んでいる 2 概ね順調である 3 あまり順調に進んでいない	2	1 年度内に予定した事業は完了した 2 年度内に予定した事業の8割以上は完了した 3 その他( )	
(2)総合評価(上記結果を踏まえて、今後の課題と対応を記載してください。)						
消費生活に関する被害相談の多様化により、消費生活相談員は知識の向上に努める必要がある。しかし、埼玉県内では消費生活相談員の確保が厳しい状況にあり、今後は相談件数、人口減少、及び消費生活相談員の確保を考慮しながら広域化の検討も必要になってくると思われる。						
6 事業の方向性の判断		1 拡充 2 現状維持 3 縮小・統廃合				
評価主体	評価	評価についての説明				
(1)一次評価 (担当課長)	2 現状維持	消費生活相談員の知識向上を図り、相談者への適切な対応を続けていく。				
(2)二次評価 (政策推進課長)						
(3)最終評価 (町長)						